

機構長就任に際してのご挨拶  
～本機構の今後の活動方針、役割と使命～

一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下、本機構）は、その定款第3条に「この法人は、動物看護師の知識・技術の高位平準化、動物看護師認定のための教育レベルの向上、全国統一試験の実施ならびにその資格認定を行い、もって適切な獣医療の提供体制の整備に寄与することを目的とする。」と定めてありますように、この目的を確実に実践するための組織であります。

本機構の前身は、平成23年(2011年)9月29日に関係団体のご理解とご尽力によって設立された任意団体の動物看護師統一認定機構であり、その後、平成28年(2016年)2月1日に法人化され、現在の一般財団法人動物看護師統一認定機構になりました。現在、4年目(平成30年(2018年)9月1日～令和元年(2019年)8月31日)の事業年度の後半ですが、これまで以上に各事業に真摯に取り組み、適切にかつスピード感を持って現行の動物看護師認定試験を適切に実施して参ります。

さて、この度、愛玩動物看護師法（以下、本法）が、多くの関係者の長年にわたる要請活動の願いが実り、衆参両院の本会議において全会一致で成立し、令和元年(2019年)6月28日に公布されました。この愛玩動物看護師法は、農林水産省と環境省（以下、両省）の共同管理による共管法で、国が愛玩動物看護師を国家資格と定め、その業務が適正に運用され、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的としています。

即ち愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣（以下、両大臣）から免許を受けた愛玩動物看護師は、その名称を用いて獣医師の指示の下で、診療の補助を行うことが可能となります。

今後、本法の定めにより、両省の大臣はそれぞれの省令で定めるところにより、申請した機関の中から愛玩動物看護師の登録と国家試験の実施事務を行わせる機関を指定することになります。このため、本機構は、これまでに培ってきた経験を十分に発揮し、両省をはじめ関係機関の指導を仰ぎながら、所定の期間内に手続きを完了し、指定試験機関並びに指定登録機関に指定されることを目的に全力で取り組んでまいります。

また、本機構は、日本獣医師会や日本動物看護職協会等の関係機関と連携し、愛玩動物看護師業務の理解醸成や処遇改善、さらに従来認定動物看護師はもとより在学者や既卒者、更に未就学者への円滑な国家資格取得のための支援などへの対応を検討してまいります。

関係者の皆様におかれましては、今後一層の御指導、御支援をお願いいたします。

令和元年7月8日

一般財団法人動物看護師統一認定機構  
機構長 酒井健夫